

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区個人情報保護条例の一部を改正する 条例(26)	2
江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する 条例(27)	2
江東区職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例(28)	2
江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例(29)	3
江東区事務手数料条例の一部を改正する条 例(30)	3
江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条 例の一部を改正する条例(31)	7

◎規 則

江東区個人情報保護条例施行規則の一部を 改正する規則(76)	8
江東区介護保険条例施行規則の一部を改正 する規則(77)	8
江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場 の整備に関する条例施行規則の一部を改正 する規則(78)	18
江東区会計事務規則の一部を改正する規則 (79)	19
江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関 する条例施行規則の一部を改正する規則 (80)	19

◎規 則（教）

江東区立学校通学区域に関する規則の一部 を改正する規則(3)	20
江東区立図書館条例の一部を改正する条例 の施行期日を定める規則(4)	20
江東区立図書館条例施行規則の一部を改正 する規則(5)	20

◎告 示

東京都市計画地区計画の変更について (331)	23
地区計画の変更の原案について(332)	23
特別区道路線の区域変更について(333)	24
特別区道路線の供用開始について(334)	26

行旅死亡人について(335)	28
令和3年度補正予算の公表(336)	28
区有通路の区域変更について(337)	32
都市計画事業の図書の縦覧について (339)	34
特定子ども・子育て支援施設等の確認につ いて(341)	34
保管自転車の処分について（令和3年12 月上旬）(345)	34
開発行為に関する工事の完了公告(348)	34
第2回区議会臨時会の招集について (350)	34
令和3年度補正予算の公表(353)	34
指定代理納付者の指定について(354)	36
平成21年6月江東区告示第147号の一 部改正について(1)	37
東京都市計画地区計画の決定について (2)	39
東京都市計画地区計画の変更について (3)	39

◎告 示（教）

令和3年第12回江東区教育委員会定例会 の招集(20)	39
江東区指定文化財の指定について(1)	39
江東区登録文化財の登録について(2)	39

◎区 議 会

区議会議決事項	40
（令和3年第4回定例会及び第2回臨時会）	

条

例

江東区個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 1 2 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 2 6 号

江東区個人情報保護条例の一部を改正する条例

江東区個人情報保護条例（平成 1 0 年 3 月江東区条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 2 項」に改め、同条第 1 2 項第 2 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 8 条第 2 項中「第 1 9 条第 1 5 号」を「第 1 9 条第 1 6 号」に改める。

第 2 6 条第 2 項中「開示決定をする」を「第 2 4 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）をする」に、「当該開示決定」を「開示決定」に改める。

第 3 4 条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 1 9 条第 7 号」を「第 1 9 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

第 5 3 条第 1 項中「第 7 条第 1 項」を「第 7 条」に改め、同条第 2 項の表中

「第 2 2 条第 3 号、第 5 号及び第 6 号」	国、独立行政法人等	指定管理者、国、独立行政法人等
-----------------------------	-----------	-----------------

を

「第 2 2 条第 3 号」	国、独立行政法人等	指定管理者、国、独立行政法人等
第 2 2 条第 5 号	国の機関、独立行政法人等	指定管理者、国の機関、独立行政法人等
第 2 2 条第 6 号	国の機関、独立行政法人等	指定管理者、国の機関、独立行政法人等
	国、独立行政法人等	指定管理者、国、独立行政法人等

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項の改正規定及び同条第 1 2 項第 2 号の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 1 2 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 2 7 号

江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

江東区立幼稚園設置条例（昭和 4 1 年 1 2 月江東区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「同 第三大島幼稚園」	同 大島七丁目 3 9 番 2 - 1 0 1 号
同 もみじ幼稚園	同 大島八丁目 2 1 番 9 - 1 0 1 号

を

「同 第三大島幼稚園」	同 大島七丁目 3 9 番 2 - 1 0 1 号
-------------	---------------------------------

に、

「同 なでしこ幼稚園」	同 北砂五丁目 2 0 番 7 - 1 0 2 号
同 小名木川幼稚園	同 北砂五丁目 2 2 番 1 0

を

「同 なでしこ幼稚園」	同 北砂五丁目 2 0 番 7 - 1 0 2 号
-------------	---------------------------------

に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 1 2 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 2 8 号

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 江東区職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年 4 月江東区条例第 7 号）の一部を次のよう

に改正する。

第27条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改め、同条第3項中「100分の25」を「100分の10」に、「100分の10」を「100分の5」に改める。

第2条 江東区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の97.5」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の5」と、「100分の112.5」を「100分の10」と、「100分の105」に、「100分の62.5」を「100分の60」に、「100分の117.5」を「100分の110」に、「100分の67.5」を「100分の65」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の52.5」を「100分の50」に、「100分の97.5」を「100分の90」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第29号

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月江東区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改める。

第2条 江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第30号

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

江東区事務手数料条例（昭和33年3月江東区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第6の79の項中

- | | |
|---|---|
| 「 | <p>1件につき、次の1から3までに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について9の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p> <p>1 申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）</p> <p>ア 新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）</p> <p>7,200円</p> <p>イ 既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 10,000円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>ア 新築住宅 13,000円</p> <p>イ 既存住宅 19,000円</p> |
|---|---|

- (3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 23,000円
イ 既存住宅 33,000円
- (4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 32,000円
イ 既存住宅 47,000円
- (5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 61,000円
イ 既存住宅 88,000円
- (6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 104,000円
イ 既存住宅 151,000円
- 2 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関するものについて建築基準法施行令第81条第2項第1号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合
- (1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅 16,000円
- (2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 57,000円
- (3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,000円
- (4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円
- (5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 295,000円
- (6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 455,000円
- 3 1及び2以外の場合
- (1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅
ア 新築住宅 47,000円
イ 既存住宅 68,000円
- (2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 109,000円

- イ 既存住宅 160,000円
- (3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 175,000円
イ 既存住宅 255,000円
- (4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 345,000円
イ 既存住宅 504,000円
- (5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 617,000円
イ 既存住宅 903,000円
- (6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 1,062,000円
イ 既存住宅 1,522,000円

を
「

1件につき、次の1及び2に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について9の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）

1 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合

- (1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）

ア 新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）

7,100円

イ 既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 10,000円

- (2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

ア	新築住宅	13,000円
イ	既存住宅	19,000円
(3)	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	
ア	新築住宅	22,000円
イ	既存住宅	33,000円
(4)	1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	
ア	新築住宅	32,000円
イ	既存住宅	47,000円
(5)	2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	
ア	新築住宅	57,000円
イ	既存住宅	85,000円
(6)	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	
ア	新築住宅	94,000円
イ	既存住宅	140,000円
2	1以外の場合	
(1)	100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅	
ア	新築住宅	52,000円
イ	既存住宅	78,000円
(2)	100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	
ア	新築住宅	122,000円
イ	既存住宅	183,000円
(3)	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	
ア	新築住宅	196,000円
イ	既存住宅	293,000円
(4)	1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	
ア	新築住宅	386,000円
イ	既存住宅	579,000円
(5)	2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	
ア	新築住宅	691,000円
イ	既存住宅	1,037,000円
(6)	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	
ア	新築住宅	1,188,000円
イ	既存住宅	1,782,000円

に改め、同表80の項中

「1件につき、次の1から3までに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、

当該増加する部分の床面積）に応じ、次に掲げる額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について9の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）を、当該建築物における変更認定申請戸数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

1 申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

(1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅

ア 新築住宅 7,200円

イ 既存住宅 10,000円

(2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

ア 新築住宅 13,000円

イ 既存住宅 19,000円

(3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

ア 新築住宅 23,000円

イ 既存住宅 33,000円

(4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの

ア 新築住宅 32,000円

イ 既存住宅 47,000円

(5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

ア 新築住宅 61,000円

イ 既存住宅 88,000円

(6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

ア 新築住宅 104,000円

イ 既存住宅 151,000円

2 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号ロの

限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。)が提出された場合

- (1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅 16,000円
- (2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 57,000円
- (3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,000円
- (4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円
- (5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 295,000円
- (6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 455,000円

3 1及び2以外の場合

- (1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅
ア 新築住宅 47,000円
イ 既存住宅 68,000円
- (2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 109,000円
イ 既存住宅 160,000円
- (3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 175,000円
イ 既存住宅 255,000円
- (4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 345,000円
イ 既存住宅 504,000円
- (5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 617,000円
イ 既存住宅 903,000円
- (6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 1,062,000円
イ 既存住宅 1,522,000円

を

「

1件につき、次の1及び2に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に応じ、次に

掲げる額(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について9の項に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)

1 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合

- (1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅
ア 新築住宅 7,100円
イ 既存住宅 10,000円
- (2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 13,000円
イ 既存住宅 19,000円
- (3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 22,000円
イ 既存住宅 33,000円
- (4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 32,000円
イ 既存住宅 47,000円
- (5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 57,000円
イ 既存住宅 85,000円
- (6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 94,000円
イ 既存住宅 140,000円

2 1以外の場合

- (1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅
ア 新築住宅 52,000円
イ 既存住宅 78,000円
- (2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 122,000円
イ 既存住宅 183,000円
- (3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
ア 新築住宅 196,000円
イ 既存住宅 293,000円
- (4) 1,000平方メートルを超え、

	2, 500平方メートル以内のもの
ア	新築住宅 386, 000円
イ	既存住宅 579, 000円
(5)	2, 500平方メートルを超え、 5, 000平方メートル以内のもの
ア	新築住宅 691, 000円
イ	既存住宅 1, 037, 000円
(6)	5, 000平方メートルを超え、 10, 000平方メートル以内のもの
ア	新築住宅 1, 188, 000円
イ	既存住宅 1, 782, 000円

に改め、同表81の項中「第9条第1項」を「第9条第1項又は第3項」に改め、「場合」の次に「又は管理者等が選任された場合」を加え、「2, 100円」を「2, 300円」に改め、同表82の項中「2, 100円」を「2, 300円」に改める。

別表第8の5の項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改める。

附 則

- この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表第8の5の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に係るこの条例による改正後の江東区事務手数料条例別表第6の80の項の規定の適用については、同項中「」の手数料を加えた額」とあるのは、「」の手数料を加えた額を、当該建築物における変更認定申請戸数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」と読み替えるものとする。

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第31号

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月江東区条例第48号）の

一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改め、同条第3項中「100分の25」を「100分の10」に、「100分の10」を「100分の5」に改める。

第2条 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の97.5」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の5」と、「100分の112.5」を「100分の10」と、「100分の105」に、「100分の62.5」を「100分の60」に、「100分の117.5」を「100分の110」に、「100分の67.5」を「100分の65」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の52.5」を「100分の50」に、「100分の97.5」を「100分の90」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

規	則
---	---

江東区個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 1 2 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 7 6 号

江東区個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

江東区個人情報保護条例施行規則（平成 1 0 年 6 月江東区規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「番号法第 1 9 条第 1 5 号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）第 1 9 条第 1 6 号」に改める。

別記第 5 号様式中「第 1 9 条第 1 5 号」を「第 1 9 条第 1 6 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 7 7 号

江東区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

江東区介護保険条例施行規則（平成 1 2 年 3 月江東区規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 3 号中「居宅サービス計画作成依頼届出書」を「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書（施行規則第 6 5 条の 4 第 2 号及び第 8 5 条の 2 第 2 号の届出書） 別記第 1 9 号の 3 様式

別記第 1 7 号様式中

「 性 別 男 ・ 女 」

を

「 性 別 」

に、

「 氏名.....印 」

を

「 氏名..... 」

に改める。

別記第 1 8 号様式から別記第 1 9 号の 2 様式までを次のように改める。

別記第 1 8 号様式（第 1 2 条関係）

介護保険住宅改修費支給及び事前申請確認書発行申請書

フリガナ 被保険者氏名			保険者番号			1	3	1	0	8	6
			被保険者番号								
生 年 月 日	年 月 日 生		個 人 番 号								
			性 別								
要 介 護 状 態 区 分	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
認 定 有 効 期 間	年 月 日 から		年 月 日								
住 所	〒 連絡先										
住宅の所有者	氏名 ※住宅の所有者が当該被保険者及びその配偶者でない場合は、所有者の承諾書を添付してください。										
介 護 保 険 改 修 内 容	(1) 手すり (2) 段差解消 (3) 床材 (4) 扉の取替 (5) 便器 トイレ 浴室 居室 玄関 廊下 (※数量・長さ・面積等は別紙に記載し添付してください。)										
負担割合	給付制限		施工業者名		着工日		完成日				
割	無 ・ 有 (割)		担当：		年 月 日		年 月 日				
居 宅 介 護 支 援 事 業 者 事 業 所	事業所名				ケアプラン作成開始日						
	担当：				年 月 日						
介 護 保 険 改 修 費 用	工事にかかる費用の総額(A)		介護保険の支給対象となる住宅改修の費用(B)		既に介護保険の給付を受けた住宅改修費用(C)		予定総付額(D)				
	円		円		円		円				
江 東 区 長 殿											
上記のとおり関係書類を添えて、同意事項に同意の上、居宅介護(予防)住宅改修費の支給及び事前申請確認書の発行を申請します。											
年 月 日											
(被保険者本人)											
中 請 者 氏 名											
※この申請について連絡できる家族の方の氏名・続柄・連絡先											
申請に来庁した方の氏名 (続柄・所属)											
連絡先											

（同意事項）

介護保険住宅改修費支給
工事の内容、規模、費用等については事前に改修事業者から説明を受けています。住宅改修内容に変更がある場合には再度、住宅改修費支給及び事前申請確認書発行申請を行います。
また支給申請後、自己負担額に差額が生じた場合は、改修事業者との間で調整します。

別記第 19 号様式 (第 12 条関係)

居宅サービス計画作成依頼 (変更) 届出書

ケアプラン作成開始日		年	月	日	区 分	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号				
フリガナ						
		個 人 番 号				
		生 年 月 日			性 別	
		年 月 日				
居宅サービス計画の作成を依頼 (変更) する居宅介護支援事業者						
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地			〒	
		電話番号 ()				
居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等		※変更する場合のみ記入してください。				
		変更年月日 (年 月 日付)				
江東区長 殿 上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け出します。						
年 月 日 住 所		電話番号 ()				
被保険者 氏 名						
保険者確認欄		☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複 ☐ 居宅介護支援事業者事業所番号				
居宅サービス計画の作成を依頼 (変更) する居宅介護支援事業者が居宅介護支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定及び要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果及び意見並びに主治医意見書を当該居宅介護支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。						
年 月 日 氏名						

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、又は、居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所が決まり次第速やかに江東区 課 係へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず江東区 課 係へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

別記第19号の2様式(第12条関係)

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

ケアプラン作成開始日		年 月 日		区 分 新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号			
フリガナ					
		個 人 番 号			
		生 年 月 日		性 別	
		年 月 日			
介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター					
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名		介護予防支援事業所の所在地 地域包括支援センターの所在地		〒	
		電話番号 ()			
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。					
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地		〒	
		電話番号 ()			
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ記入してください。					
変更年月日 (年 月 日付)					
江東区長 殿 上記の介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。 年 月 日 住 所 被保険者 氏 名 電話番号 ()					
保険者確認欄		☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複 ☐ 介護予防支援事業者事業所(地域包括支援センター)番号			

介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者(地域包括支援センター)が介護予防支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定及び要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果及び意見並びに主治医意見書を当該介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に必要な範囲で提示することに同意します。

年 月 日 氏名

- (注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所が決まり次第速やかに江東区 課 係へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所(地域包括支援センター)又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず江東区 課 係へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象施設に人居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

別記第 19 号の 2 様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第19号の3様式（第12条関係）

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書

ケアプラン作成開始日		年 月 日		区 分 新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号			
フリガナ					
		個 人 番 号			
		生 年 月 日		性 別	
		年 月 日			
居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼(変更)する事業者					
事業者の事業所名		事業所の所在地 〒			
		電話番号 ()			
事業所を変更する場合の理由等		※変更する場合のみ記入してください。			
変更年月日 (年 月 日付)					
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無		※小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅サービス（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。）並びに地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。）の利用の有無を記入してください。（介護予防サービスの場合も同様に記入してください。）			
☐ 居宅サービス等の利用あり （利用したサービス： ） ☐ 居宅サービス等の利用なし					
江東区長 殿 上記の小規模多機能型居宅介護支援事業者（看護小規模多機能型居宅介護支援事業者）に居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。 年 月 日 住 所 被保険者 氏 名 電話番号 ()					
保険者確認欄		☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複 ☐ 小規模多機能型居宅介護支援事業者事業所(看護小規模多機能型居宅介護支援事業者事業所) 番号			

居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼（変更）する居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が居宅介護支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定及び要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果及び意見並びに主治医意見書を当該居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に必要な範囲で提示することに同意します。

年 月 日 氏名

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、又は、居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに江東区 課 係へ提出してください。
- 2 居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず江東区 課 係に届け出してください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

別記第 20 号様式を次のように改める。

別記第20号様式（第13条関係）

第三者行為による傷病届

介護保険

江東区長 殿

下記のとおり届出いたします。

※太線の中を記入してください。

		年		月		日	
(被害者) (被保険者)	氏 名	フリガナ					
	保険者番号	1	3	1	0	8	6
	被保険者記号・番号						
	生年月日						
(加害者) (第三者)	氏 名	フリガナ					
	職 業						
	生 年 月 日						
	電 話 番 号						
	住 所						
(加害者) (第三者) (加害者)	名 称	代表者					
	所在地	電話番号					
加害自動車	自賠責保険 契約会社名	証明書番号					
	契約者住所	第 号					
	所有者住所	契約者氏名					
	登録番号又は 車両番号	所有者氏名					
	任意保険 (対人)の有無	有	→	会社名	担当者名		
	無		所在地	電話			
事故の 状況	発 生 日	年 月 日 午前・午後 時 分頃					
	発生場所						
	原因とその 状況						
損害賠償に関する 交渉の経過							
被害 状況の	傷病名又は負傷の箇所・程度						
	治療までの見込み	入院	H	通院	H		
		診療費総額	円				
	介護保険サービスの利用	1. 年 月 日から利用	2. 利用なし				
	診療を受けた(ている)	①名称	所在地				
	保険医療機関名	②名称	所在地				
自賠責共済、任意共済の場合には、自賠責保険、任意保険の各欄に「保険」を「共済」と読み替えてその内容を記載してください。							

※本届書に念書、及び示談が成立している場合には、示談書の写しを添付してください。

別記第21号様式中

「性別 男・女」

を

「性別」

に改める。

別記第22号様式中

「性別 男・女」

を

「性別」

に、

「性別

男・女」

を

「性別」

男 ・ 女

」

に改める。

別記第 2 4 号様式及び別記第 2 6 号様式中

「

性 別	男 ・ 女
-----	-------

」

を

「

性 別	
-----	--

」

に改める。

別記第 2 7 号様式を次のように改める。

別記第27号様式（第28条関係）

介護保険負担限度額認定申請書

江東区長様

年 月 日

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ	被保険者氏名	保険者番号	1	3	1	0	8	6
		被保険者番号						
		個人番号						
生 年 月 日	年 月 日	性 別						
住 所	連絡先 — —							
入所（院）した 介護保険施設の 所在地及び名称（※）	連絡先 — —							
入所（※）年月日（※）	年 月 日	（※） 介護保険施設に入所していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。						

配偶者の有無	有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。						
配偶者に関する事項	フリガナ							
	氏 名							
	生 年 月 日	年 月 日	個人番号					
	住 所	連絡先 — —						
	本年1月1日現在の住所 （現住所と異なる場合）							
課 税 状 況	区市町村民税	課税	・	非課税				

収入等に関する申告	☐ ①生活保護受給者／②区市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者							
	☐ ③区市町村民税世帯非課税者であって 課税年金収入額、合計所得金額及び【遺族年金※・障害年金】収入額の 合計額が年額80万円以下です。（受給している年金に○をしてください。） ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金を含みます。							
	☐ ④区市町村民税世帯非課税者であって 課税年金収入額、合計所得金額及び【遺族年金※・障害年金】収入額の 合計額が年額80万円を超え、120万（受給している年金に○をしてください。） 円以下です。 ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金を含みます。							
	☐ ⑤区市町村民税世帯非課税者であって 課税年金収入額、合計所得金額及び【遺族年金※・障害年金】収入額の 合計額が年額120万円を超えます。（受給している年金に○をしてください。） ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金を含みます。							
預貯金等に関する申告	☐ 預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1,000万円（夫婦は2,000万円）、③の方は650万円（同1,650万円）、④の方は550万円（同1,550万円）、⑤の方は500万円（同1,500万円）以下です。 ※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、③～⑤の方は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。							
	預貯金額		有価証券 （評価概算額）		その他 （現金・負債を含む。）		※	

※内容を記入してください。

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。	
申請者氏名	連絡先（自宅・勤務先）
申請者住所	本人との関係

注意事項

(1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。

(2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、その全てを記入し、通帳の写しを添付してください。

(3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上、添付してください。

(4) 虚偽の申告により不正に特定入所老介護サービス費等の支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

同 意 書

江東区長 殿

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況、保有する預貯金及び有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴区長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

〈本人〉
住所

氏名

〈配偶者〉
住所

氏名

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区介護保険条例施行規則の別記様式によ

る用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月22日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第78号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則（昭和60年11月江東区規則第47号）の一部を次のように改正する。

第5条中「3日」を「1日」に改める。

第11条第1号中「撤去された」を「撤去した」に、「盗難された」を「盗難により放置された」に改める。

第19条第2項中「区立自転車定期利用料金還付申請書」を「区立自転車駐車場定期利用料金還付申請書」に改める。

第32条中「第33条」を「第32条」に改める。

別表江東区立潮見駅自転車駐車場の項中

「

自転車
原動機付自転車

」

を

「

自転車
原動機付自転車
自動二輪車（総排気量が125cc以下のものに限る。）

」

に改め、同表江東区立亀戸駅北口第三自転車駐車場の項中「（総排気量が125cc以下のものに限る。）」を削る。

別記第8号様式中

「

建築物	確認申請受付	年 月 日
	確 認	年 月 日
	検 査	年 月 日

」

を

「

建築物	確 認	年 月 日
	検 査	年 月 日

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定、別表江東区立潮見駅自転車駐車場の項の改正規定及び同表江東区立亀戸駅北口第三自転車駐車場の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。（経過措置）

- この規則による改正後の江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則第5条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第14条第1項の規定に基づき、撤去に関する警告札等を取り付ける自転車について適用し、施行日前に撤去に関する警告札等を取り付けた自転車については、なお従前の例による。

- この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則別記第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月22日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第79号

江東区会計事務規則の一部を改正する規則

江東区会計事務規則（昭和39年3月江東区規則第13号）の一部を次のように改正する。

第42条の3の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第2項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第81条中第5項を削り、第6項を第5項とし、同条第7項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第6項とする。

第84条第1項第1号中「第81条第4項及び第7項」を「第81条第4項及び第6項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改め、同条第3項中「で、かつ、会計管理者が特に認めた前渡金の精算残金について」を削る。

第86条第7項中「第81条第6項」を「第81条第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月23日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第80号

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年 1 2 月江東区規則第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式及び別記第 3 号の 2 様式中「必ずこの証と被保険者証を一緒に、取扱い病院等の窓口」を「取扱病院、薬局等の窓口において、電

子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を一緒に」に改め、「支給される場合は」の次に「、電子的確認を受けるか」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別記第 3 号様式及び別記第 3 号の 2 様式による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、この規則による改正後の江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別記第 3 号様式及び別記第 3 号の 2 様式による医療証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則 （ 教 ）

江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第 3 号

江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

江東区立学校通学区域に関する規則（昭和 5 9 年 6 月江東区教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 中学校の部同深川第五中学校の項中「五丁目」を「五丁目（1 番 1 3 号を除く。）」に改め、同部同亀戸中学校の項中「3 1 番」を「3 2 番」に改め、同部同第三亀戸中学校の項中「3 0 番」を「3 1 番」に改め、同表の 3 義務教育学校の部江東区立有明西学園の項中「豊洲六丁目」を「豊洲五丁目 1 番 1 3 号、六丁目」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第 4 号

江東区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

江東区立図書館条例の一部を改正する条例（令和 3 年 7 月江東区条例第 1 8 号）の施行期日は、令和 4 年 5 月 1 日とする。ただし、第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる改正規定の施行期日は、令和 4 年 2 月 1 日とする。

江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第5号

江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立図書館条例の一部を改正する条例（令和3年7月江東区条例第18号）の施行期日は、令和4年5月1日とする。ただし、第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる改正規定の施行期日は、令和4年2月1日とする。

江東区立図書館条例施行規則（昭和40年12月江東区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び住所」を「、住所、生年月日等」に、「うえ」を「上」に改め、同条第4項中「及び住所」を「、住所、生年月日等」に改める。

第4条第2項中「うえ」を「上」に改め、同条第3項中「住所」の次に「、代表者名等」を加える。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条の見出し中「未返却者」を「未返却者等」に改め、同条第1項中「返却」を「返却若しくは賠償」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第10条中「第4条まで並びに第6条、第7条及び第9条」を「第6条まで及び第8条」に、「、第4条、第6条、第7条及び第9条」を「から第6条まで及び第8条」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

利用制限通知書

あなたがお借りになった下記の図書館資料は、未だに返却又は賠償されておられません。

よって、江東区立図書館条例施行規則第 7 条第 1 項の規定に基づき、図書館資料の利用を制限いたします。現に貸出中の図書館資料又は賠償対象の図書館資料は、全て即時に返却又は賠償してください。

また、現に受け付けている予約を取り消すとともに、予約サービスを停止します。

なお、利用制限は、当該図書館資料を全て返却又は賠償するまでの間とし、返却又は賠償を完了した時点で解除します。

記

資 料 名	資 料 番 号	返 却 期 限

江東区立江東図書館長

印

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江東区教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年2月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区立図書館条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告

示

◎江東区告示第331号

令和3年11月26日付東京都告示第1409号に係る東京都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和3年12月7日

江東区長 山 崎 孝 明

記

縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課 （庁舎5階）
------	---

◎江東区告示第332号

地区計画の変更の原案について

東京都市計画地区計画の変更の原案について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、下記のとおり公告する。

なお、東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第36号）第4条の規定により、当原案に係る区域内の土地所有者及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第10条の4に規定する利害関係を有する者は、東京都における縦覧開始の日から起算して3週間を経過する日までに、東京都知事に対して意見書を提出することができる。

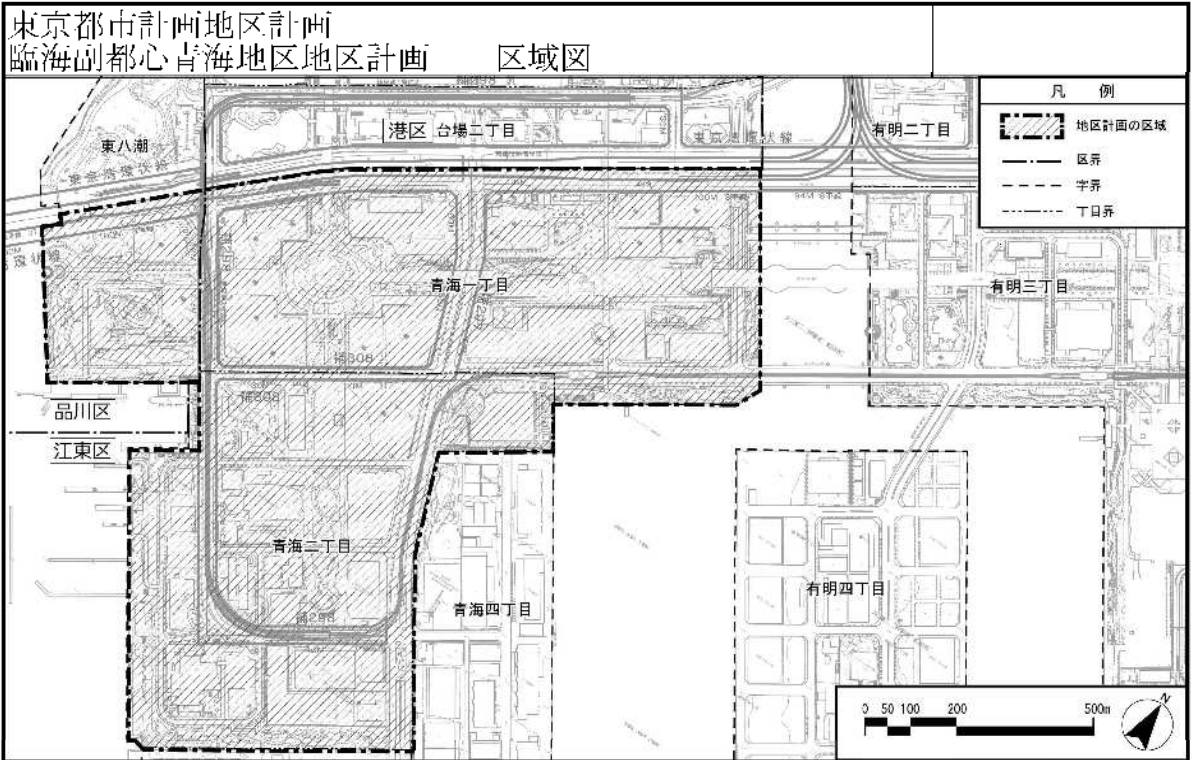
令和3年12月7日

江東区長 山 崎 孝 明

記

名称	青海地区地区計画
位置	変更する区域 江東区青海一丁目及び青海二丁目 各地内
区域	別図のとおり
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（都庁第二本庁舎12階 北側）及び江東区役所都市計画課 （庁舎5階）
縦覧期間	公告の日の翌日から起算して2週間
意見書の 提出先	新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都都市整備局都市づくり政策 部都市計画課

[別図]



この地図は、国土地理院長の承認（国土庁令第269号）を得て作成した東京都市地形図（8-1：2、500）を使用（3都市基交第504号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）3都庁基街第180号、令和3年9月2日

◎江東区告示第333号

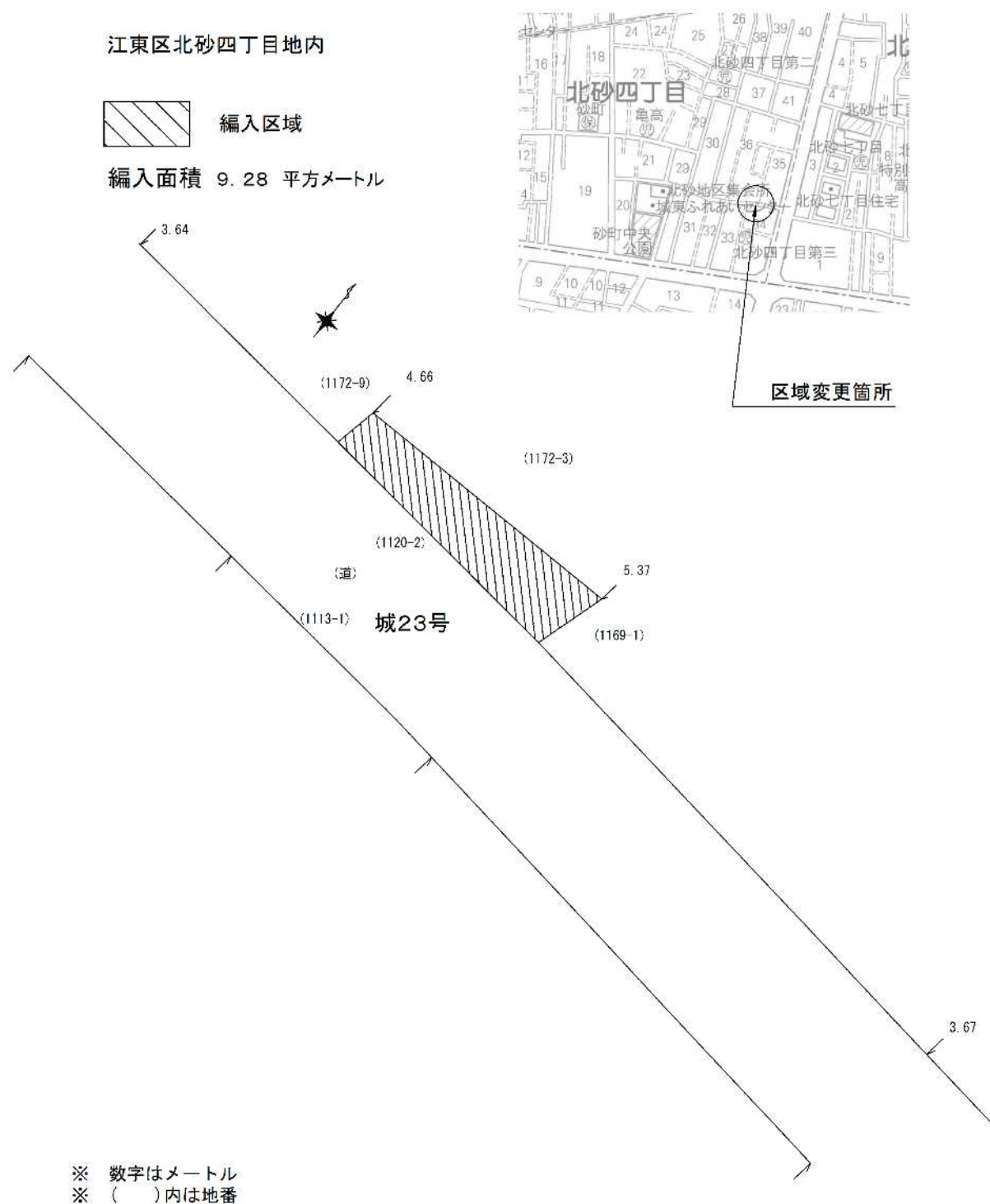
道路法（昭和27年法律第180号）第18条
第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記
のように変更する。

なお、その関係図面は、令和3年12月9日
から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供す
る。

令和3年12月9日
江東区長 山 崎 孝 明
記

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	城23号	江東区北砂四丁 目1169番1 先から	次図表示の とおり
		江東区北砂四丁 目1172番9 先まで	次図表示の とおり

特別区道城23号区域変更略図



◎江東区告示第 3 3 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条
第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を
開始する。

なお、その関係図面は、令和 3 年 1 2 月 9 日か
ら 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供す
る。

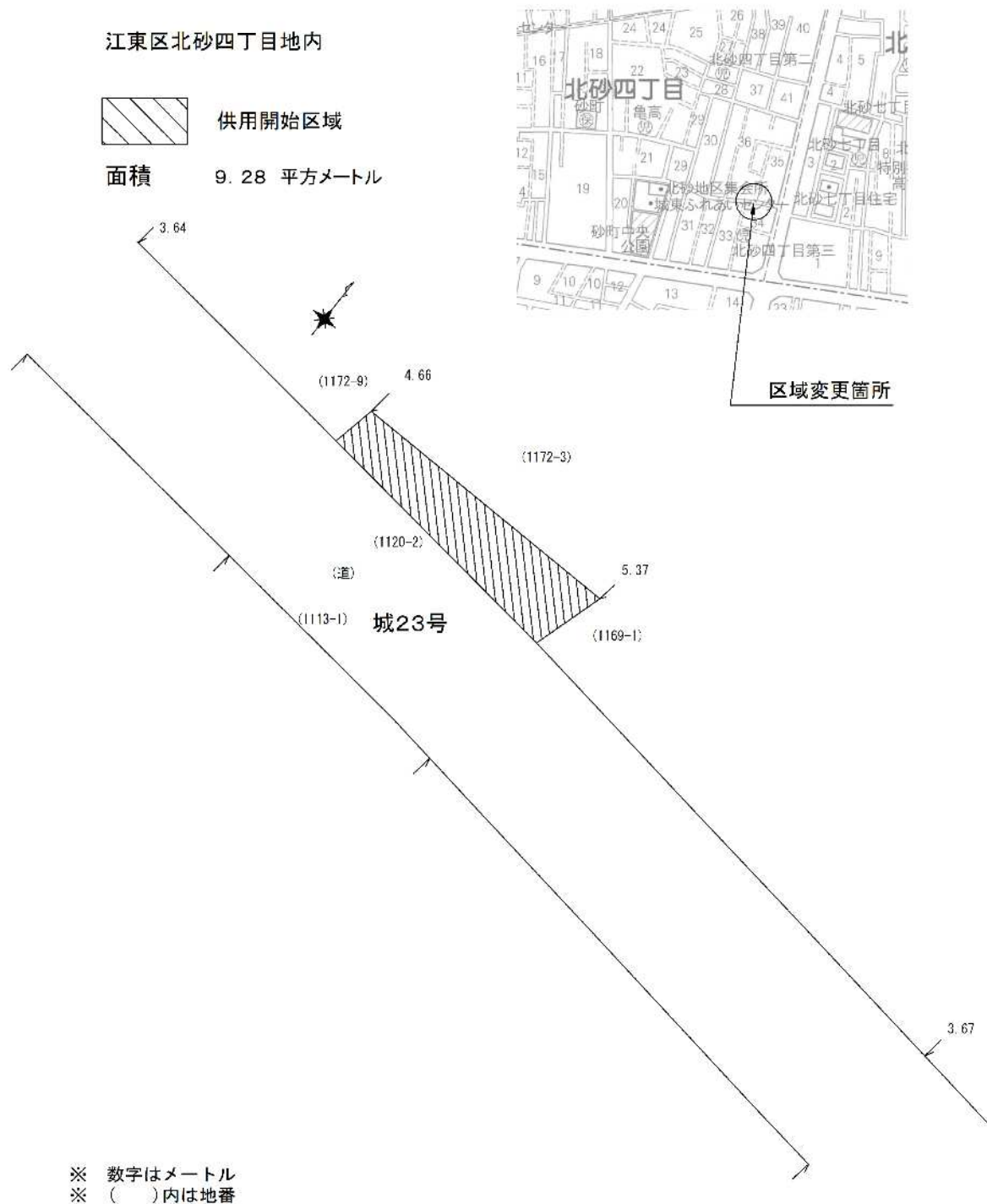
令和 3 年 1 2 月 9 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

整 理 番 号	路線名	供用開始の区間	備考
1	城 2 3 号	江東区北砂四丁 目 1 1 6 9 番 1 先から 江東区北砂四丁 目 1 1 7 2 番 9 先まで	次図表示の とおり

特別区道城23号供用開始略図



◎江東区告示第 3 3 5 号

行旅死亡人について

下記の者は、令和 3 年 1 1 月 6 日午前 7 時 1 5 分ころ、江東区有明三丁目有明西ふ頭公園西側護岸で死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

令和 3 年 1 2 月 1 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 死亡人 本籍、住所及び氏名不詳、女性
- 2 特 徴 身長 1 5 7 センチメートル、年齢 6 0 代くらい、やせ型

◎江東区告示第 3 3 6 号

令和 3 年 1 2 月 1 5 日、江東区議会の議決を経た、令和 3 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 3 年 1 2 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和 3 年度江東区一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 令和 3 年度江東区一般会計補正予算（第 7 号）

令和3年度江東区一般会計補正予算（第6号）

令和3年度江東区一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,318,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231,647,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国 庫 支 出 金	43,122,630	2,147,679	45,270,309
	1 国 庫 負 担 金	37,359,809	2,146,846	39,506,655
	2 国 庫 補 助 金	5,745,790	833	5,746,623
15	都 支 出 金	19,578,214	1,603	19,579,817
	2 都 補 助 金	8,306,224	1,603	8,307,827
18	繰 入 金	24,310,919	1,168,718	25,479,637
	1 基 金 繰 入 金	24,310,919	1,168,718	25,479,637
	歳 入 合 計	228,329,000	3,318,000	231,647,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総 務 費	26,068,558	17,507	26,086,065
	6 地 域 振 興 費	5,669,300	17,507	5,686,807
4	衛 生 費	22,794,787	3,297,993	26,092,780
	3 公 衆 衛 生 費	11,035,069	3,297,993	14,333,062
7	教 育 費	37,221,390	2,500	37,223,890
	1 教 育 総 務 費	13,366,886	2,500	13,369,386
	歳 出 合 計	228,329,000	3,318,000	231,647,000

令和3年度江東区一般会計補正予算（第7号）

令和3年度江東区一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,231,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237,878,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国 庫 支 出 金	45,270,309	6,231,000	51,501,309
	2 国 庫 補 助 金	5,746,623	6,231,000	11,977,623
	歳 入 合 計	231,647,000	6,231,000	237,878,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民 生 費	106,954,217	6,231,000	113,185,217
	3 児 童 福 祉 費	59,238,009	6,231,000	65,469,009
	歳 出 合 計	231,647,000	6,231,000	237,878,000

◎江東区告示第 3 3 7 号

江東区区有通路管理条例（平成 4 年 3 月江東区条例第 1 7 号）第 3 条の規定に基づき、区有通路の区域を下記のとおり変更する。

なお、その関係図面は、令和 3 年 1 2 月 1 5 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 2 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

整理番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地の幅員
			変更後の敷地の幅員
1	6 0 4 9 号	江東区北砂四丁目 1 1 3 5 番 1 先	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

江東区区有通路6049号区域変更略図

江東区北砂四丁目地内

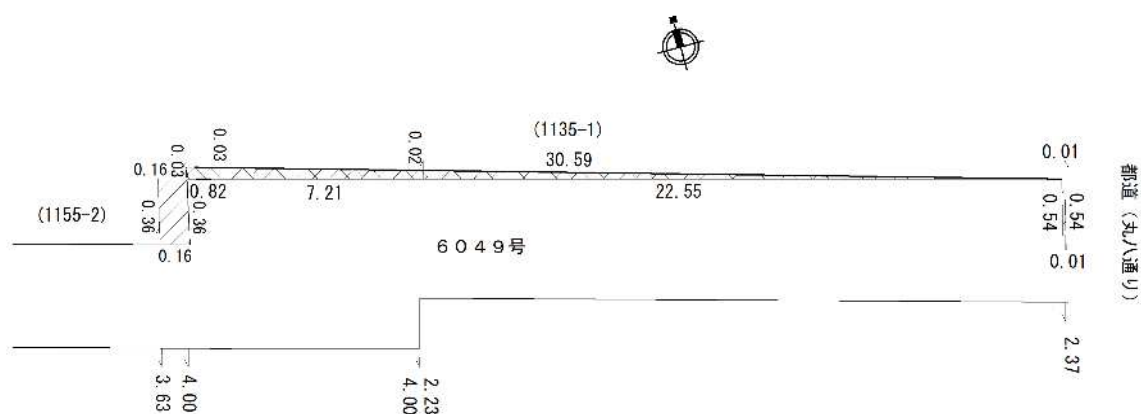


編入区域



廃止区域

編入面積 0.06平方メートル
 廃止面積 0.54平方メートル



※数字はメートル
 ※（ ）は地番

◎江東区告示第 3 3 9 号

都市計画事業の図書の縦覧について

令和 3 年関東地方整備局告示第 3 0 5 号に係る東京都市計画道路事業の事業計画の変更について、国土交通省関東地方整備局長から都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定による図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により縦覧し、都市計画法施行規則（昭和 4 4 年建設省令第 4 9 号）第 4 9 条の規定により、縦覧場所を次のように公告する。

令和 3 年 1 2 月 1 6 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

縦覧場所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都市計画課
------	---

◎江東区告示第 3 4 1 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 8 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第 3 0 条の 1 1 第 1 項の確認を行ったので、法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 3 年 1 2 月 2 0 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
江東区小名木川児童館	東京都江東区北砂 5 - 2 0 - 5 - 1 0 1	令和 3 年 7 月 1 日	一時預かり事業

◎江東区告示第 3 4 5 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 3 4 8 号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和 3 年 1 2 月 2 2 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	江東区南砂七丁目 2 1 6 3 番 4、5、8、9、2 1 6 4 番 4、2 2 1 8 番 2、2 1 4 5 番 4、2 1 4 5 番 1 の一部
2 許可を受けた者の住所・氏名	港区芝五丁目 3 4 番 6 号 株式会社コスモスイニシア 代表取締役 高智 亮大朗

◎江東区告示第 3 5 0 号

下記事件につき、令和 3 年第 2 回江東区議会臨時会を 1 2 月 2 8 日に招集する。

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 令和 3 年度江東区一般会計補正予算（第 8 号）

◎江東区告示第 3 5 3 号

令和 3 年 1 2 月 2 8 日、江東区議会の議決を経た、令和 3 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 令和 3 年度江東区一般会計補正予算（第 8 号）

令和3年度江東区一般会計補正予算（第8号）

令和3年度江東区一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,085,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246,963,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国 庫 支 出 金	51,501,309	9,085,000	60,586,309
	2 国 庫 補 助 金	11,977,623	9,085,000	21,062,623
	歳 入 合 計	237,878,000	9,085,000	246,963,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民 生 費	113,185,217	9,085,000	122,270,217
	1 社 会 福 祉 費	20,352,550	9,085,000	29,437,550
	歳 出 合 計	237,878,000	9,085,000	246,963,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
3	民 生 費		1,825,500
	1 社 会 福 祉 費	臨時特別給付金事業	1,825,500
	合 計		1,825,500

氏名

◎江東区告示第 3 5 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 第 6 項の規定に基づき、下記のとおり指定代理納付者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和 3 9 年規則第 1 3 号）第 4 2 条の 3 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 指定代理納付者の名称、所在地及び代表者の

- (1) 名称 株式会社トラストバンク
所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目 2 4 番 1
2 号渋谷スクランブルスクエア 3
9 F W e W o r k i n
代表取締役 川村 憲一
- (2) 名称 スルガカード株式会社
所在地 東京都中央区日本橋 1 丁目 7 番 1
号スルガビル
代表取締役社長 佐藤 悟郎
- 2 指定開始日

令和3年12月28日

3 指定の内容

江東区が収納する公金におけるクレジットカード収納の指定代理納付者

◎江東区告示第1号

平成21年6月江東区告示第147号（禁煙重点地区の指定について）の一部を次のように改正する。

令和4年1月4日

江東区長 山 崎 孝 明

表の亀戸駅周辺禁煙重点地区の項中「並びに江東区立亀戸駅前公園（東京都江東区亀戸二丁目21番9号）」、「亀戸駅の出入口周辺については」及び「。亀戸駅前公園については午前7時から午後7時まで」を削り、同表の南砂町駅周辺禁煙重点地区の項中「及び江東区立南砂三丁目公園（東京都江東区南砂三丁目14番21号）」、「南砂町駅の出入口周辺については」及び「。南砂三丁目公園については午前7時から午後7時まで」を削る。

別図8を次のように改める。

〔別図8〕



別図9を次のように改める。

〔別図9〕



◎江東区告示第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、東京都市計画地区計画を決定したので同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和4年1月4日

江東区長 山 崎 孝 明
記

都 市 計 画	東京都市計画地区計画 新砂二・三丁目地区地区計画
都市計画を定める土地の区域	江東区新砂二丁目、新砂三丁目 各地内

縦覧場所

江東区東陽四丁目11番28号

江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）

◎江東区告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東京都市計画地区計画を変更したので同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和4年1月4日

江東区長 山 崎 孝 明
記

都市計画の種類	東京都市計画地区計画 新砂地区地区計画
都市計画を定める土地の区域	江東区新砂二丁目、新砂三丁目、 南砂三丁目及び南砂七丁目 各地内

縦覧場所

江東区東陽四丁目11番28号

江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第20号

下記により、令和3年第12回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和3年12月21日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗
記

- 1 日時 令和3年12月24日（金）
午前10時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題

- 日程第1 議案第28号 江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第29号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 日程第3 議案第30号 江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第31号 江東区文化財の指定

4 報告事項

- (1) 令和3年第4回区議会定例会（教育委員会関係）について ほか

◎江東区教育委員会告示第1号

江東区文化財保護条例（昭和55年10月江東区条例第32号）第10条第1項の規定に基づき、下記について江東区指定文化財に指定する。

令和4年1月4日

江東区教育委員会
記

新規指定

1 江東区指定有形文化財（歴史資料）

- (1) 新大橋橋名板3点 附架橋工事技師在銘板
江東区新大橋3-1-15江東区立八名川小学校

平成18年10月27日登録

◎江東区教育委員会告示第2号

江東区文化財保護条例（昭和 55 年 10 月江東区条例第 32 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記について江東区登録文化財に登録する。

令和 4 年 1 月 4 日

江東区教育委員会
記

新規登録

1 江東区登録有形文化財（歴史資料）

(1) 四十八願名号祐海書

〔以下省略〕

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 3 年第 4 回定例会及び第 2 回臨時会）

1 1 月 25 日から 1 2 月 15 日まで会期 21 日間にわたって開会した令和 3 年第 4 回江東区議会定例会及び 1 2 月 28 日に会期 1 日で開会した令和 3 年第 2 回江東区議会臨時会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

議案第 64 号 令和 3 年度江東区一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 65 号 特別区人事及び厚生事務組合規約の変更に係る協議について

議案第 66 号 江東区立深川図書館改修工事請負契約

議案第 67 号 江東区立深川図書館機械設備改修工事請負契約

議案第 68 号 江東区個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第 69 号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

議案第 70 号 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 71 号 江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 72 号 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

議案第 73 号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 74 号 令和 3 年度江東区一般会計補正予算（第 7 号）

（以上 1 2 月 15 日原案可決）

議案第 75 号 令和 3 年度江東区一般会計補正予算（第 8 号）

（1 2 月 28 日原案可決）

2 議案（議員提出）

議員提出議案第 9 号 デフリンピックの東京開催を求める意見書

議員提出議案第 10 号 労働者協同組合法施行に向けて具体的かつ十分な取組を求める意見書

（以上 1 2 月 15 日原案可決）

3 請願・陳情

- 3 陳情第61号 デフリンピックの東京開催
を求める意見書の提出に関
する陳情

（12月15日採択）

- 1 陳情第50号 城東地区にコミュニティバ
スを走らせることを求める
陳情

- 1 陳情第57号 江東区における江東区立中
等教育学校、高等学校の設
置に係る陳情

- 3 陳情第10号 城東地域でのコミュニティ
バス運行に向け、住民の声
を反映したよりよいものに
するための陳情

（以上12月15日不採択）

